

構造改革特区に関する有識者会議（第2回）議事録

日時 平成 17 年 4 月 26 日（火）8:30～10:30

場所 内閣官房構造改革推進特区室 7階会議室

出席者

（委員）八代委員（座長）、市川委員、櫻谷委員、北川委員、薬師寺委員、山田委員
（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、藤澤参事官、宮地参事官、梶島参事官、
ほか

1. 開会

（八代座長）皆様早朝から大変ご苦労様です。それでは定刻になったので、第2回の有識者会議を始めたいと思う。

2. 構造改革特区推進のための重点検討項目候補（座長私案）について

（八代座長）本日お配りしている重要検討項目候補の座長私案が、資料1としてあるので、これについてご説明したい。各メンバーから、これをぜひやるべきだと要望を頂いた重点検討項目の候補のうち、社会的、経済的に非常に意味があるもの、あるいは地方分権の観点から重要であるなど、この有識者会議で議論するにふさわしいと考えたもの、26項目を座長私案として選定した。それぞれの項目について簡単に私から説明させていただく。

資料1であるが、第1は「交通規制の権限移譲」ということで、公安委員会から各市の警察署長や道路管理者への権限を移譲していくというもの。

それから風俗営業の規制について、県の条例に委任しているものを市に委任するというものである。これはこういう風俗営業等について市がもっと厳しくやりたい等、自律的な形で規制をしたいということだと思う。

3の「県議会議員の複数常任委員会への所属の容認」というのは、現在こういうことが禁止されている。あるいは4の「市町村における基本構想策定義務の廃止」も、市町村における基本構想策定義務というのが地方自治法に明記されている。だが、こういうものは県や市の自発的なものに任せてよいのではないか、そこまでいちいち国が規制しなければいけないのかという趣旨からの特区の要望である。

5番目の「公金のクレジットカードによる納付の容認」というのは、クレジットカードという非常に便利なものを、民間の取引だけでなく、公金についてもどんどん活用していこうということである。

それから「地方税の徴収事務の民間委託の容認」というのは、特に悪質な滞納により累積し

た区民税を、区民税というのは提案者が区だからであり、もちろん市にも適用されるが、それを民間事業者に売却することによって、より効率的に滞納した税債権を取り戻せるようにしようということである。

それから7番目の「民間企業に地方公務員を派遣する場合の身分の取扱い」というのは、国で行われている官民交流法のようなものを、自治体ベースでも作りたいということである。

8番目は4つの規制をまとめて「在留資格要件の緩和等」としているが、これは企業内転勤やIT技術者等々について、もっと在留資格を緩和してほしいということである。

9番からは教育関係であるが、「私学助成の拡大」というのは、特区において株式会社やNPO 学校が認められたのだが、こういうものについては私学助成金が与えられないので、学校法人と同様に対等な形で出してほしいという要望である。

10番目の「中等教育学校後期課程における収容定員増の容認」というのは、中高一貫校について高校段階から追加的な生徒の受け入れを容認してほしいということである。

12番目の「病院からの薬剤の配送の容認」というのは、病院から患者に薬剤を配送することが今禁止されている。これは例の薬剤師が対面で薬を患者に渡さなければいけないという規制の関連である。

13番目は「看護師等による診療の補助を超えた医療行為の容認」ということで、これも看護師と医師の業務の範囲の見直しということである。

14番目「医療分野における広告規制の撤廃、ネガティブリスト化」というのは、現在病院等の広告規制はだいぶ緩和されたが、依然として、これはやってよい、というポジリストなので、これを逆に、これこれはいけない、それ以外は自由である、というネガリスト化していくということである。

15番目は「外国人医師等による日本人への診療容認」ということで、現在臨床修練制度というごく限定されたものがあるのだが、これではとても不十分であるということ、それ以外の形でも外国人医師を活用したいということ、それからもう一つは、病院に認められている外国人歯科医師による歯科診療を診療所にも認めてほしいということである。

16番目の「医療関係業務の労働者派遣の拡充」というのは、労働者派遣が今急速に広がっているが、まだ医療関係は紹介予定派遣という非常に特殊なものしか容認されていない。これを一般の派遣も認めるべきであるということである。

17番目は「NPO 法人による治験審査委員会設置」を可能にするということ。

それから18番目の「理容師・美容師の混在の容認」は、今非常に似たような業務をしている理容師と美容師が混在してはいけないという規制があるので、これを緩和してほしいということである。

それから19番目は「立体道路制度の既存道路への適用」で、これはいま道路の上部空間、下部空間を利用できる立体道路制度というのがあるわけだが、これが新設の自動車専用道路にしか適用されていない。これを既存の道路にも適用して、貴重な土地空間のスペースを効率的に使いたいということである。

20 番目の「耐火建築物の仕様規定への木造建築物に関する規定の追加」というのは、耐火基準がいま非常に厳しく、木造建築物にはなかなか認められていない。しかしきちんと安全の仕組みを担保したうえで、木造の建築物をもっと活用できるようにしたいということである。

それから 21 番目は「既存の公共施設を学校に用途転用する際の建築基準法の緩和」ということで、オフィスビル等を学校として転用する場合、天井の高さが足りない等いろいろなことがあってなかなか転用が進まない。そういう場合に、いま本体も見直しが進んでいるが、それに先行して天井等の高さの規制を弾力化するということである。

それから「カボタージュ(国内輸送)に関する規制の緩和」というのは、日本籍の船でなければ行えない国内輸送について、外国船籍の母船同士による国内積み替え輸送を可能にするということである。

23 番目は土地の「先買い制度により取得した用地の売却等処分に係る制限の撤廃」ということで、土地開発公社がこの制度により取得した土地については、特定の事業に用途が限定されているわけだが、いろいろな経済環境の変化によって、そういう形では利用できないものがあつたときに、その制限を緩和してほしいということである。

24 番目の「一般廃棄物溶融スラグの自治体間流通と利用の特例」というのは、廃棄物の処分が市町村の枠で非常に限定されているわけだが、これを緩和したいということである。

25 番目は「再生利用認定制度に関する規制緩和」ということで、廃棄物の処理が厳しくやはり規制されているわけだが、これについても一定の弊害の無い範囲で規制を緩和してほしいということである。

最後の「土業の労働者派遣の容認」というのは、これまで公認会計士から弁理士に至る7つのさむらい業について、労働者派遣がそれぞれの業法により禁止されているわけだが、いま会社の中でこういう業務をやる人が急速に増えているなかで、一般の労働者と同じような形で派遣を認めてほしいということである。

以上 26 の項目について、事務局と協議したうえでまとめたので、これについてまだこれが足りないとか、こういうものはいらぬのではないかなどご意見があればお願いしたい。以上である。

では今の点についてご意見はいかがだろうか。

(山田委員)まだ 1000 余りの不認定されたものがあるので、できるだけ広くやりたいという気持ちと、実際に限られた非常勤の我々がどこまでヒアリング等をやれるのかというのがある。例えば、26 項目がリストアップされているが、これを9月なりそれまでに結論を出すとするれば、我々の能力で時間的にどうなのかという心配がある。本音ではできるだけ多くやりたいという気持ちと、時間的にどうなのかという2つの狭間の中で少し心配しているのだが、その辺りはどんなものだろうか。

(八代座長)今山田委員がおっしゃったように、できるだけ幅広く取り上げたいのだが、何しろ

こういう項目は一度各省からダメだと言われたものなので、初めてやるものと比べてこちらもきちんに対応する必要があり、そのためには提案者からあるいは関係者からきちんとはアリングをして、理論武装したうえで各省とあたらないと、虻蜂取らずになってしまう。そういうことで、この26項目というのは各委員から特にこれをやるべきだという強い明確なメッセージがあったものを重点に選んでいるので、その辺りではやむをえないかと思っている。

(樫谷委員)有識者会議は1回限りなのか。今回でおしまいなのか。それとも継続してそういうものがあるのならピックアップしてという話なのか、どうなっているのか。

(八代座長)これは今回初めての試みなので、まず今回やるのが精いっぱい、その成果を踏まえてまた来年やるかどうかを決めたいと思うが、先日諮問会議等に諮ったときには、1回に限らずぜひやってほしいというご意見もあった。もうこれでいいと言われぬようにぜひ頑張っただけ今年の結果をあげたいと思う。

(北川委員)管理する側と管理される側とはいつもずっと続くのだろうが、中央と地方の関係の分権のことで少し話をすると、今私はマニフェスト等で全国を回っているが、一括法で意識がずいぶん変わってきている。情報公開と分権一括法で、二元代表制等は議会の方がどんどん目覚めてきていて、目覚めた執行部と眠れる地方とは格段な差が出るということが体験的に私は分かる。昨日70人ぐらいの知事や市町村長を集めて、分権一括法による三位一体改革とはどういうことかということから、マニフェストで勉強会をし、5月に500人ぐらい地方議員を集めて勉強会をする。そういうときに、今までの分権は団体自治だったが、住民自治ということがやっと地方の方で分かりかけてきて、住民に情報公開し巻き込んでコラボレーションしないかぎり、本当の自治はないのだということを感じ始めた人たちが、1割か2割だろうが、跳び始めている。やはりそういう人たちを育てていかないといけない。そういう意味で、試行錯誤だから失敗する自由も与えて、訓練する期間だという前提でやる。例えば県議会の複数常任委員会の問題等、あるいは県には義務規定はないが市町村には基本構想の策定義務というのがあり、国からみると危なくて、例えば情報公開条例等はほとんどコンサルに丸投げで一気に入ってしまっているというのが、実態としてある。しかしそういうことにチャレンジしていこうという、いわゆる情報公開で住民自治がスタートすると、こなれることができるということ。さらに三位一体で財源的に実質的にも絞られてしまうので自立する以外にない。自立するために自由に跳びはねるよという、そういうスタンスでもう一回、それぞれ各省庁には言い分があるとは思いますが、そのスタンスで考えたい。ということで、私は今回、官と民も大切なのだが、主に中央と地方の関係を選ばせていただいた。私の立場からは、ぜひそういうスタンスであらためてもう一回ぜひ取り上げていただき、頑張っただけやりたいと思う。

(八代座長)先程も申し上げたように、今回取り上げたものの視点は、経済的効果が大きいものと、今北川委員がおっしゃったように経済的効果はあまり大きくないが、とにかく地方自治の観点から、なぜこんなことをやらされなければいけないのかという地方の不満というか、そういうものをいわば象徴的な存在として取り上げたわけである。それは氷山の一角で他にもこういうものは山のようにあると思うが、これを見直すことで他の氷山も溶かしていくという意義が

あるのではないかと思う。

もしよければ後でも結構だが、ヒアリングの進め方も併せて検討していきたいと思う。それではこの重点項目の候補について、事務局からヒアリングの進め方等について説明していただきたいと思う。

3. 今後の有識者会議の進め方について

(檜木参事官)資料の2を見ていただくと、今の26項目について今後、諮問会議から10項目程度の重点検討項目と言われているので、ある意味で絞り込みというか、さらに重点化する項目についてどうしていくか議論いただいでいくわけだが、本日先程の座長私案について皆様のコンセンサスが取れるようであれば、それをベースに事務局調査を直ちに開始したいと思っている。これは後で資料3以降で見ていただくが、全ての提案主体と全ての関係省庁に質問を投げていき、連休があるがそれも活用しながら、事務局調査をまず始めるということをしてほしいと思う。

そして5月の第2週、連休を終わった次の週からだが、事務局調査の結果を取りまとめて有識者会議メンバーにご報告したいと思う。それを見ていただいたうえで、有識者会議メンバーから、これはヒアリングをすべきではないかという要望についてお伺いし、それを取りまとめてヒアリング日程を調整したいと思う。ここは少しタイトになるが、集中ヒアリングを第3週から第4週の週に、関係省庁あるいは提案者から、これは聞くべきではないかというところを有識者会議メンバーからお伺いし、また座長ともご相談しながら日程調整をしていきたい。ただ有識者会議メンバーが全員そろうというのはなかなか難しいので、たとえ少人数でもヒアリングをしていただくという感じになるかと思う。そしてそのようなヒアリングを踏まえたうえで、また事務局で取りまとめ、6月8日に第3回有識者会議ということで、重点検討項目として、さらに7月8月にどういう重点検討項目を議論していくかということについての議論をしていただきたいと思う。

なお下に 印で書いてあるように、「ヒアリングの公開、非公開については、内容に応じて、ヒアリングの開催ごとに座長が判断する」ということで、この前もご議論があったが、原則はヒアリングは公開だろうということだが、そこは座長のご判断により非公開もありうるということだと思う。

そして資料3と4だが、今日座長私案について皆様のコンセンサスが取れるようであれば、それについて資料3が規制所管省庁に対する調査内容ということである。これは先程座長からもあったが、関係省庁が一回ダメだと言った案件であるが、現在でも状況は変わらないのか、その後何らかの措置を取ったのか、対応が可能になったのか、今でもダメだという話なのか、あるいは現在検討中なのかということである。ただ、現在検討中というのはやや曲者なので、検討中ということであれば、いったいどういう場でいつまでにどういう結論なのかきちんと書いていただかないと、検討中ということだけで済ませてもらっては困るということ、理由以下の印のところ「ウ又はエ」ということで、検討の内容、結論の時期、具体的な時期の内容という

ところをしっかりと書いていただかないと、「検討中です」だけでは困るということになっている。そこは事務局としてもきちんと聞いていかなければいけないと思っている。また困難であるという場合は、困難である理由を以前も書いていただいたわけだが、やはり明確化していただく必要があるだろう、というのが規制所管省庁に対する調査内容で、資料の3である。

資料4の方は、提案主体に対する調査内容ということで、実はこの提案の中には相当古いものもある。今は第6次まで来ているのだが第2次や第3次のもがある。その後の事情変化があるのかどうか。ニーズは既に満たされていると考えてよいのか。これは逆に言うと、規制所管省庁の方で、他の方法があるのでニーズは満たされているとおっしゃったときは、裏打ちができるわけである。ニーズが満たされているのか満たされていないのか、逆に提案主体の方から我々としては聞いていきたいと思っている。同様のニーズが引き続きあるということなら、どういうニーズがあるのかを具体的にお伺いしたいと思っている。

資料3、4は以上である。なおその下に参考資料で先程の八代座長の私案についての概要を付けている。以上である。

(八代座長)今の説明について、あるいは先程の点も含めてご意見はいかがだろうか。

(山田委員)今話が出た、かなり古いものも今度を出ているという話だが、この間もお渡ししたが、私の地元で「官僚の抵抗で尻すぼみ」ということで河北総合病院が出ていて、もう特区は飽き飽きした、いくら提案しても認めてくれないというのが今回出ている。

(檜木参事官)河北病院の例は、先程の外国人医師の臨床修練制度によらないものである。

(山田委員)そういうので、例えば先程北川先生がおっしゃった志木市なども、十何項目出ているのが今回一つだけ出ている。いわゆる総合計画。そういうふうにもうダメだとあきらめて特区にはもう出さないといったものも、拾い上げることによってかなり状況は変わってくるのではないかと考えているので、できるだけ特区の提案をされたところを尊重して我々も努力したいと思っている。

(八代座長)ありがとうございました。他にいかがだろうか。

(薬師寺委員)資料4だが、資料3と比べて少し足りないと思う点がある。資料3でいうと回答欄のア、イの部分で、もう少し細かく逆に資料4の方で聞いていただきたい。どういうところが対応可能になっているのか。一部対応可能になった、もしくは全く自分たちの思惑とは違うところだということを聞いていただくと、その後のヒアリングが進めやすいと思うのでお願いしたい。

(檜木参事官)事務局の方でも具体的にお伺いするので、そこは直したいと思う。提案主体というのは自治体ならいいが、民間の人はなかなか書いてくれといっても難しいところがあるので、そこは工夫しながらやっていく。

(八代座長)提案主体に対して調査するときは、以前の規制所管庁がダメだといった理由を渡してそれに反論してくださいという形でフィードバックしないと、行き違いがあるかもしれない。それから資料3のデータが入ったら速やかに資料4の提案主体に対してもこれを見せてその

反論をきちんと聞くというのもやっておかないと、意見がすれ違いになる可能性があると思う。我々が知りたいのは正にそれであって、私もいろいろ企業の人から聞くと、こういう規制緩和が出来ました、けれども別にその効果を相殺するような規制強化がありますよというような例があるわけで、それは全然違うところで行われているとこちらとしては分からない場合があり、やはり実際にビジネスをやっている方が一番そういうことを総合的に判断してもらえるので。(檜木参事官) フィードバックが時間的に可能かどうか。前の規制所管省庁の回答に対する反論を聞くという形でもいいか。

(八代座長)それが第一で、さらに新たな論点が出てくれば、それについてもということで、よろしく願います。ほかにいかがだろうか。

いろいろと大変だとは思いますが、どれだけ状況の変化があったのかということが一番のポイントだと思う。違う分野については私もゼロから勉強するので、今のようになぜ県議会議員が複数の常任委員会に所属してはいけないかという理由等ももう少し勉強したいと思う。それからぜひ事務局の補足を頂かないと理解不能なものがある。それなりに一つのロジックがあるかと思うので。

もしよろしければ5月の第3週、連休明けに集中ヒアリングを実施する予定であるので、基本的にメンバーのいずれかの参加が得られればそれぞれのご専門に応じて行いたいと思うので、日程調整にぜひご協力をお願いしたいと思う。

次回6月8日の2時～4時というのは確定しているので、その第3回の会議では、事務局の調査、ヒアリングを踏まえてさらに絞り込んだ重点検討項目の案を提示して議論を行いたいと思う。それではよろしいだろうか。

4. 閉会

(八代座長)では本日はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

了